

重大事態対応の流れ図

重大事態の内容

- いじめにより児童の生命、心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより児童が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

